

出席停止についてのお知らせ

届け出がありましたお子様の病気は、生徒へのまん延を防ぐため、学校保健安全法により、出席停止となります。医師の治療を受け、感染のおそれなくなるまで、自宅療養をお願いいたします。療養については医師の指示に従い、登校にあたっての許可を得てください。

また、下記の「り患証明および登校許可証」または「り患したことがわかるもの（検査結果や抗ウイルス薬の処方があるもの等）」の提出をお願いいたします。（ただし、自宅で検査して陽性反応が出たが、受診していない場合は、裏面の申請条件に従って撮影した画像を提出してください。）提出がない場合、欠席日数として扱うことがあります。

（※切り取らずにご提出ください。）

り患証明 および 登校許可証

日星高等学校
校長 滋野 哲秀 様

_____年 _____組 生徒氏名

上記生徒は、下記疾病にり患のため、治療していましたが、感染のおそれがないと認められるので、登校を許可します。

種	○印	感染症名	出席停止期間の基準
1		()	治癒するまで
2		インフルエンザ () 型 (鳥インフルエンザ H5N1 を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (※裏面参照)
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで (※裏面参照)
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹 (3日はしか)	発疹が消失するまで
		水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
3		流行性角結膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
		急性出血性結膜炎	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		その他 ()	

出席停止期間：20 年 月 日 から 20 年 月 日 まで

年 月 日

医療機関名

医師氏名

印

★インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザ発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	発熱あり	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症から 5日目	この日より 登校可	
	登校不可✕						○
	発熱あり	発熱あり	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	この日より 登校可	
	登校不可✕						○
	発熱あり	発熱あり	発熱あり *1	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	この日より 登校可
登校不可✕							○

★新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

コロナ発症後5日を経過し、かつ症状軽快※後1日を経過するまで。

※症状軽快とは、解熱剤を使わずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることをいいます。
(症状がすべてなくなることはありません。)

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後 1日目	発症から 5日目	この日より 登校可	
	登校不可✕						○
	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後 1日目	この日より 登校可	
	登校不可✕						○
	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり *1	症状軽快	軽快後 1日目	この日より 登校可
登校不可✕							○

- ・発症日とは、いずれも発熱などの症状が始まった日をいい、無症状のコロナ感染症の場合、検体採取日を「0日目」とします。
- ・上記表を参照に、医師の指示に従って登校してください。
- ・症状が継続している場合は出席停止期間が延長します。延長になる*1と思われたら学校へご連絡ください。
- ・コロナ発症後10日を経過するまではマスク着用にご協力をお願いします。

自宅での検査結果での申請について

【検査キットで陽性反応が出たが、受診していない場合、以下のすべてを写真に撮って提出してください。②③は実物でも可】

- ①陽性反応が出た検査キット（検査日を書いたメモを添えて撮影してください。）
- ②検査キットが「体外診断用医薬品」や「第1類医薬品」とわかるもの（箱や使用説明書）※研究用の検査キットでの陽性反応では、出席停止扱いにはなりません。
- ③検査キットの使用期限（箱等に記載されています）

上記すべて添えて申請します。

年 月 日

保護者氏名 _____ 印